



産業経済新聞(サンケイ)
THE SANKEI SHIMBUN
発行所 ©産業経済新聞大阪本社 2015
〒556-8660 大阪市浪速区湊町2-1-57
☎ 大阪(06)6633-1221(大代表)

紙面・記事へのご意見・お問い合わせ
06-6633-9066 (4日まで休みます)
o-dokusha@sankei.co.jp

販売・配達に関するお問い合わせ
06-6633-9357 (4日まで9時~17時)
http://o-sankei-hanbai.com/c/ (平日のみ)

購読のお申し込み (4日まで休みます)
0120-34-3733 (平日9時~19時、土日祝日9時~17時)
http://www.sankei.co.jp/reader



医療DB 民間研究に解禁

政府検討 情報漏洩へ罰則規定

政府が、診療報酬明細書(レセプト)や特定健診などの医療データの研究利用を促進する規制緩和を検討していることが3日、分かった。これらの医療情報を匿名化して蓄積管理している「ナショナルデータベース(NDB)」の根拠法を見直し、情報漏洩への罰則や利用ルールを明確化することで、公的研究機関に加え、民間もNDBを活用しやすい環境を整える。医療のビッグデータの活用で、予防医療の研究などを推進し、増大する医療費の抑制につなげる狙いだ。

政府は、高齢者医療法や行政機関個人情報保護法を根拠としている現在のNDBの扱いを、政府機関が統計を作成・提供する際の基本ルールなどを定めた統計法を根拠とする形に改める方向。規制改革会議を中心に検討し、詳細を詰める。

NDBの研究利用は現在も可能だが、高齢者医療法や行政機関個人情報保護法には研究利用に関する明確な規定がないうえ、情報漏洩に関する罰則がない。このため、研究利用の可否は、厚生労働省の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」が個別に審査

している。ただ同会議は開催頻度が少なく、審査の手続きも煩雑との指摘が多い。利用が認められても提供されるデータに制約があり、精度の高い研究がしにくい状況にあるという。

そこで政府は、NDBの根拠法を、データの研究利用の位置付けが明確で情報漏洩の罰則もある統計法に変更。さらに、現在は公的研究機関や大学、公益法人などに限定されている研究利用を、公益性の高い研究を手がける民間機関にも解禁する規制緩和を検討する。

平成21年4月から収集を始めたNDBのデータ件数は26年10月時点で約83億4800万件。

膨大なデータはさまざまな医療研究に役立つと期待されている。

2015.1.4
産経新聞